粉ミルクの原料について(Q&A)

- Q1 粉ミルクに遺伝子組換え食品が使われていると聞きましたが本当で すか。
- A1 我が国においては、輸入食品を含め、食品衛生法に基づき、食品安全委員会による安全性の評価を経ていない遺伝子組換え食品の輸入や販売を禁止しています。

民間団体が国内の粉ミルクメーカー6社に対して行ったアンケート調査によれば、遺伝子組換え作物を原料とする加工品を使用していることを全6社が回答していますが、これらの加工品の原料となる遺伝子組換え作物は、全て我が国で安全性が確認されているものであることが確認されていますので、粉ミルクの安全性に問題はないと考えています。

- Q2 粉ミルクに使用されているパーム油には、安全性が懸念されている物質が含まれていると聞きましたが本当ですか。(追加)
- A2 パーム油は、アブラヤシから得られた植物油であり、国内外で広く乳児用粉ミルクに使用されています。パーム油などの油脂には、製造時に成分が化学反応を起こし、3-MCPD 脂肪酸エステルという物質が意図せずに微量に生成されることがあります。

3-MCPD 脂肪酸エステルは体内で、3-MCPD という物質に分解されます(その割合は明確にはなっていません)。また、3-MCPD は、様々な食品から検出されています。 国際的な食品健康リスクを評価する機関である FAO/WHO 合同食品添加物専門家会合(JECFA)では、3-MCPD(当量として)について、一日当たりの摂取許容量として、体重 1 kg当たり、4 μ g*と算出しています。

現在、国際機関や諸外国においては粉ミルク中のパーム油や 3-MCPD 脂肪酸エステルに関する基準値は設定されていません。

※ 一日当たりの摂取許容量

人がある物質を毎日一生涯食べ続けたとしても、健康に悪影響が生じないと推定される 一日当たりの摂取許容量。 1 µg (マイクログラム) は 1 g の 100 万分の 1 。

- 3-MCPD 脂肪酸エステルについては、
- ① 農林水産省が行った食品中の含有量調査の結果、諸外国と比べて低い傾向にあること、
- ② 3-MCPD 脂肪酸エステルの摂取による健康被害の報告は確認されていないことから、食品安全委員会より、「現在の科学的知見においては、これまでと同様に日本人における健康への懸念は低いと考えている」との見解が示されています(平成27年1月時点)。

各粉ミルクメーカーにおいては、粉ミルク中の 3-MCPD 脂肪酸エステルを低減するための取組が進められていますが、厚生労働省としても、JECFA の評価を踏まえた国際機関や諸外国の動向、最新の知見を注視しつつ、必要に応じ対応を検討してまいります。

(参考 1) 農林水産省『3-MCPD 脂肪酸エステルについての食品安全に関するリスクプロファイルシート』 http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/pdf/150330_mcpde.pdf

(参考2) 食品安全委員会『「高濃度にジアシルグリセロール (DAG) を含む食品」に関連する情報 (Q&A)』参考 (3-MCPD 脂肪酸エステルに関する Q&A)

http://www.fsc.go.jp/sonota/dag/dag1_qa_20150121.pdf